

公正取引委員会の消費税転嫁対策の取組について (平成29年11月版)



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

公正取引委員会における消費税転嫁対策の取組

転嫁拒否等に対する迅速かつ厳正な対処

1. 転嫁拒否等の行為についての相談窓口の設置

○本局及び地方事務所等（全国9か所）で相談に対応

3条関係	届出関係	その他	合計
4,264件	1,301件	261件	5,826件

（平成25年4月から平成29年10月までの累計）

2. 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査・移動相談会（平成29年10月末時点）

○ヒアリング調査

（延べ3,149の事業者団体及び納入業者等17,408社）

○移動相談会（234回）

※全国各地で移動相談会を実施しています。申込み方法など、詳細は公取委ホームページを御覧ください。

3. 書面調査の実施（中小企業庁と合同）

○平成25年度に、15万件の書面調査を実施

○平成26年度及び平成27年度に、大規模小売事業者及び大企業等に対する書面調査を実施

○平成26年度～平成28年度に悉皆的な書面調査を実施

○平成29年度も、引き続き、悉皆的な書面調査を実施

転嫁カルテル・表示カルテルの届出

○転嫁・表示カルテルの届出状況を毎月公表

転嫁カルテル	表示カルテル	計
191件	140件	331件

（平成29年10月末時点）

違反行為の未然防止のための取組（周知活動）

1. 説明会の実施

○公取委主催説明会の開催（平成29年10月末時点 181回）

※申込み方法など、詳細は公取委ホームページを御覧ください。

○商工会議所等や事業者団体等主催の説明会等に職員を講師として派遣（平成29年10月末時点 556回）

2. 広報物の作成・配布

○リーフレット、パンフレット及びポスターの配布

○消費税転嫁対策特別措置法の適用期限の延長に伴うパンフレットの改訂・配布（平成27年5月、平成28年10月）

○事例パンフレットの作成・配布（平成27年3月）

○消費税率の引上げ直前期における集中的な広報を実施

〔平成26年3月：新聞、ラジオ、インターネット及び鉄道車内〕

○消費税率の引上げ後における集中的な広報を実施

〔平成26年6月及び7月：新聞、雑誌及びインターネット〕
〔平成28年2月、11月：新聞及びインターネット〕

3. FAQの作成

○「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」の回答を公正取引委員会HPに掲載（平成25年11月から随時更新）

4. 要請文書の発出

○事業者（約20万社）に対する消費税転嫁対策特別措置法の遵守要請（平成25年11月15日）

○事業者団体（575団体）に対する消費税転嫁対策特別措置法の遵守要請（平成26年1月17日）

調査・取締り状況（平成25年10月～平成29年10月末まで）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 (注2)	勧告 (注4)	措置 請求
9,732件	4,936件	3,676件 (149件)	40件 (7件)	8件

（注1）調査着手，立入検査及び指導の各件数は，公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

（注2）転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3）括弧内は，大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

（注4）勧告は，公正取引委員会のみが行う。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	136件	3件	139件
買ったたき (注5)	3,306件	40件	3,346件
役務利用・ 利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での 交渉の拒否	258件	0件	258件
合計(注6)	3,772件	43件	3,815件

（注5）買ったたきの勧告及び指導件数には，平成26年3月31日以前に減額行為があり，同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6）事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	456件	4件	460件
製造業	873件	1件	874件
情報通信業	479件	3件	482件
運輸業（道路貨物 運送業等）	230件	1件	231件
卸売業	256件	1件	257件
小売業	311件	7件	318件
不動産業	128件	7件	135件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	256件	0件	256件
学校教育・教育支 援業	95件	3件	98件
その他(注8)	592件	13件	605件
合計	3,676件	40件	3,716件

（注7）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注8）「その他」は，事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等），娯楽業等である。

1	(株)JR東日本ステーションリテイリング (平成26年4月23日)	駅構内等で食料品、衣料品等を販売する(株)JR東日本ステーションリテイリングは、消費税率の引上げに伴う売上高の減少を防止するため、納入業者に対し、仕入価格を通常支払われる仕入価格に比べ3%程度低く設定することになる販売促進企画への参加を要請した。	第3条第1号後段 (買ったたき)	8 ~ 10	吉野家グループ (株)吉野家資産管理サービス (株)北日本吉野家 (株)中日本吉野家 (平成26年9月24日)	店舗等の賃貸借等の事業を行う(株)吉野家資産管理サービス、外食業を行う(株)北日本吉野家及び(株)中日本吉野家の3社は、それぞれ、店舗所有者(賃貸人)の一部に対し、賃料の消費税率の引上げ分を減額し、又は賃料の消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号前段(減額)及び同号後段 (買ったたき)
2	(株)三城 (平成26年6月12日)	メガネ等を販売する(株)三城は、消費税率の引上げに対応するため、店舗の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	11	山佐産業(株) (平成26年10月22日)	パチンコホール等の遊技場にスロットの販売等を行う山佐産業(株)は、スロットの販売等の業務に関する業務委託契約を締結している販売代理店に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託手数料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
3	山形市(山形市立病院済生館) (平成26年6月17日)	山形市立病院済生館は、消費税率の引上げに対応するため、医療材料の納入価格を引き下げることとし、納入業者に対し、平成25年度下期の納入価格に一定率を乗じた額等を減じて算出した医療材料ごとの納入価格の目標値を定めた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	12	東映アニメーション(株) (平成26年12月17日)	主にアニメーションの製作事業を行う東映アニメーション(株)は、アニメーションの原画、動画等の制作業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
4	一般社団法人東京都自転車商防犯協力会 (平成26年6月26日)	東京都公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人東京都自転車商防犯協力会は、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託手数料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	13	(株)トライグループ (平成26年12月19日)	学習指導事業を行う(株)トライグループは、 ① 家庭教師の業務委託契約を締結している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いて支払った。 ② 教室施設の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
5	一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会 (平成26年6月26日)	兵庫県公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会は、消費税率の引上げに伴う自らの経費の負担を回避するため、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ前の額より更に低い委託手数料を定めた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	14	住友不動産エスフォルタ(株) (平成27年1月30日)	スポーツ施設の運営等の事業を行う住友不動産エスフォルタ(株)は、スポーツ指導を行う個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
6	(株)ルネサンス (平成26年7月24日)	スポーツ施設の運営等の事業を行う(株)ルネサンスは、消費税率の引上げに対応するため、スポーツ指導を行う個人事業者に対し、免税事業者に該当することを理由として、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置く等した。	第3条第1号後段 (買ったたき)	15	(株)広島東洋カープ (平成27年2月26日)	プロ野球球団を運営し、球団のロゴマーク等を表示する商品(以下「グッズ」という。)の販売等を行う(株)広島東洋カープは、グッズの納入業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずにグッズの仕入価格を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)
7	産業機械健康保険組合 (平成26年8月1日)	健康保険給付事業及び保健・福祉事業を行う産業機械健康保険組合は、健康診断に関する委託契約を締結している病院等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)				

16	大東建物管理(株) (平成27年3月19日)	不動産賃貸業等を行う大東建物管理(株)は、賃貸物件の清掃等の業務に関する業務委託契約を締結している個人事業者又は法人事業者にに対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	25	DCMダイキ(株) ・ (株)ホームセンターサンコー (平成27年6月9日)	日用品を販売するDCMダイキ(株)及び(株)ホームセンターサンコーの2社は、それぞれ、野菜等の商品の仕入先である農家等の一部に対し、仕入代金について、税抜価格の販売価格から販売手数料相当額を控除した額に8%を乗じた額を上乗せせずに支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
17 ・ 18	コカ・コーラウエスト(株) ・ 西日本ビバレッジ(株) (平成27年3月26日)	自動販売機を設置し、清涼飲料水等の小売業を行うコカ・コーラウエスト(株)及び西日本ビバレッジ(株)の2社は、それぞれ、自動販売機の設置場所を提供する事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに販売手数料を据え置いて支払っている。	第3条第1号後段 (買ったたき)	26	(株)西松屋チェーン (平成27年6月12日)	乳幼児等の衣料品等を販売する(株)西松屋チェーンは、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)
19	アイフル(株) (平成27年3月27日)	貸金業を行うアイフル(株)は、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置く旨の要請等を行った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	27	(株)主婦と生活社 (平成27年7月9日)	雑誌等の出版業を行う(株)主婦と生活社は、雑誌等に掲載する原稿、写真等の作成又は編集、校正等の業務を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
20 ・ 21	アサヒグローバル(株) ・ アサヒグローバル三重(株) (平成27年4月2日)	住宅の建築工事業を行うアサヒグローバル(株)及びアサヒグローバル三重(株)の2社は、それぞれ、住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者にに対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	28	(株)穴吹ハウジングサービス (平成27年10月2日)	駐車場事業等を行う(株)穴吹ハウジングサービスは、駐車場施設の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置く旨の要請を行った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
22	SMBCコンシューマーファイナンス(株) (平成27年5月22日)	貸金業を行うSMBCコンシューマーファイナンス(株)は、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)	29	アイディホーム(株) (平成27年12月22日)	戸建住宅の建設・販売業等を行うアイディホーム(株)は、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
23	(株)建築資料研究社 (平成27年6月4日)	資格取得対策スクールの運営等の事業を行う(株)建築資料研究社は、 ① 資格取得対策スクールの運営等の業務を委託している一部の事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。 ② 事務所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	30	(株)アーネストワン (平成27年12月22日)	戸建住宅の建設・販売業等を行う(株)アーネストワンは、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
24	(株)コインパーク (平成27年6月5日)	駐車場事業を行う(株)コインパークは、駐車場施設の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	31	(株)東光高岳 (平成28年1月20日)	電力機械器具等の製造販売等を行う(株)東光高岳は、電力量計の取替工事を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)

33	(株)Q配サービス (平成28年6月16日)	貨物利用運送事業・貨物軽自動車運送事業等を行う(株)Q配サービスは、 ① 荷主から請け負った配送業務を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 事業所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	38	(株)帝国データバンク (平成29年3月9日)	企業の信用調査、企業情報の提供等の事業を行う(株)帝国データバンクは、企業信用調査等業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)
34 35	(株)松下サービスセンター ・ (株)APサービスセンター (平成28年8月31日)	住宅等の建築リフォーム工事業を行う(株)松下サービスセンター及び(株)APサービスセンターは、 ① サイディング工事を請け負わせている個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに工事代金を据え置いて支払った。 ② 駐車場等の賃貸人等の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	39	住友不動産(株) (平成29年7月14日)	不動産取引業、建築工事業等を行う住友不動産(株)は、自社が一般消費者から請け負う住宅の改築工事に伴う大工工事の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
40	(株)ニチイ学館 (平成29年9月14日)	教育講座の運営等の事業を行う(株)ニチイ学館は、教育指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)				
36	(株)KATEKYOグループ (平成28年10月21日)	学習塾の運営等を行う(株)KATEKYOグループは、 ① 学習指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 教室施設等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)				
37	(株)スーパーホテル (平成29年2月22日)	ホテル業を行う(株)スーパーホテルは、 ① 支配人業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② ホテル建設、税務会計等に関する指導業務等(「顧問業務」)を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに顧問料を据え置いて支払った。 ③ 朝食用惣菜の仕入先である法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに仕入代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)				

消費税の転嫁拒否等の行為等に係る相談・違反情報の受付窓口等

消費税の転嫁拒否等の行為等に係る相談・違反情報の受付窓口

取引部取引企画課 消費税転嫁対策調査室	東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	(Tel)03-3581-3379 (Fax)03-3581-5508
北海道事務所 消費税転嫁対策調査室	札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	(Tel)011-271-8481 (Fax)011-261-1719
東北事務所 消費税転嫁対策調査室	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	(Tel)022-217-4260 (Fax)022-261-3548
中部事務所 消費税転嫁対策調査室	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	(Tel)052-961-9493 (Fax)052-971-5003
近畿中国四国事務所 消費税転嫁対策調査室	大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	(Tel)06-6941-2206 (Fax)06-6943-7214
近畿中国四国事務所 中国支所 消費税転嫁対策調査室	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	(Tel)082-228-1520 (Fax)082-223-3123
近畿中国四国事務所 四国支所 消費税転嫁対策調査室	高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎	(Tel)087-812-5760 (Fax)087-862-1994
九州事務所 消費税転嫁対策調査室	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	(Tel)092-437-2756 (Fax)092-474-5465
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 消費税転嫁対策調査室	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	(Tel)098-866-0034 (Fax)098-860-1110

ホームページ(消費税転嫁対策コーナー)

<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/index.html>

消費税 転嫁拒否 相談

検索

